

農林水産委員会会議記録（第1号）

令和7年 6月26日

福島県議会

1 日時

令和7年 6月26日（木曜）

午前 11時 開会

午後 1時41分 散会

2 場所

農林水産委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	水野 透	副委員長	佐藤 徹哉
委員	亀岡 義尚	委員	満山 喜一
委員	宮本 しづえ	委員	伊藤 達也
委員	半沢 雄助	委員	木村 謙一郎

5 議事の経過概要

(午前 11時 開会)

水野透委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより農林水産委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認め、木村謙一郎委員、亀岡義尚委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第17号外1件、議員提出議案第99号外2件及び請願2件である。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

水野透委員長

異議ないと認め、そのように進める。

この際、本委員会の担当書記に異動があったので紹介する。

議事課佐藤主事である。

政務調査課鈴木主査である。

続いて、先般の人事異動により執行部側に異動があったため、新任者を紹介願う。

（政策監、食産業振興監は自己紹介、その他は次長より紹介）

水野透委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第17号外1件を一括議題とする。

直ちに、農林水産部長の説明を求める。

農林水産部長

（別紙「6月県議会定例会農林水産委員会農林水産部長説明要旨」により説明）

水野透委員長

続いて、農林総務課長の説明を求める。

農林総務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

水野透委員長

以上で説明が終了したので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の農林水産部分は幾らか。

農林総務課長

約5.8億円である。

宮本しづえ委員

県全体で約10億円だと思うが、そのうちの半分以上が農林水産部に充てられたとのことか。

農林総務課長

国からの繰越分と、令和6年度分の合計が約60.4億円であり、そのうち農林水産部において6年度の予算に充てたものが約5.8億円である。

宮本しづえ委員

前回、県に配分された交付金は約60億円と思ったが、内訳を聞く。

農林総務課長

県の令和6年度の内訳については、国の5年度から6年度の繰越分と、国からの6年度分の合計が約60億円である。そのうち約5.8億円を農林水産部の予算に充てている。

宮本しづえ委員

その交付金事業については、どの分野に重点的に配分したか。

農林総務課長

具体例として、令和6年度の当初予算では、エネルギー価格の上昇に伴い農業総合センター農業短期大学校における光熱費高騰への支援を実施している。教育、研究活動への影響が懸念される中で、施設の安定的な運営を確保する目的で、必要経費の一部を支援したものである。

また、6年度12月の第8号補正予算については、鉢花等栽培資材価格高騰対策事業を実施した。近年の輸入品価格高騰を受け、鉢花等を栽培する生産者に対し、培養土やプラスチック製品等の栽培資材の価格高騰分について、その経費の一部を支援した。

宮本しづえ委員

そのほかにも、物価高騰の影響がある分野は多いと思う。引き続きの支援を要望する。

次に農3ページ、新規就農者育成総合対策事業は国との調整において減額となつたとのことだが、詳細を聞く。

農業担い手課長

本事業については、国が2分の1、県が4分の1を補助し、合計で4分の3を補助している。国からの内示がなければ実施できないため、昨年度は11月以降に国と

3回の調整を行った。当初は約65件の補助を目標としていたが、調整の結果、31件にとどまった。

宮本しづえ委員

当初予定していた65件が31件に減ったのは、国との調整の結果、希望者全員が補助を受けられなかつたとのことか。補助対象外となつた農業者への対応はどうするのか。

農業担い手課長

補助対象外となつた農業者とは既に調整を行つており、今年度補助が受けられるよう準備を進めている。

宮本しづえ委員

今年度の措置も含めると、希望者全員が補助を受けられるとのことか。

農業担い手課長

委員指摘のとおりである。

水野透委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

半沢雄助委員

新規就農者との意見交換の場で、主に農地探しに関する課題が上がつた。特に、地元に土地勘がない県外出身の就農者にとって、農地の情報が住所だけでは分かりにくく、農業委員会の担当者も多忙なため十分な対応が難しいという現状がある。その結果、就農者が自ら農地を訪問し所有者と交渉する必要があるが、想定と違う土地であつたり、自宅からの距離が遠すぎて継続困難になつたりするケースも見受けられる。これらを踏まえ、遊休農地と新規就農者のマッチングを効率化する仕組みが必要との要望があつたが、県として何らかの支援や取組はあるか。

次長（農業支援担当）

新規就農者の農地マッチングは、一昨年設置した福島県農業経営・就農支援セン

ターを通じて調整を行い、市町村や農業委員会と連携して農地を紹介する仕組みである。特に県外からの新規就農者には、土地や気候、人柄などを理解してもらうため、お試しツアーや体験事業を昨年から実施しており、これらの体験から就農先を決めてもらう取組を県が進めている。

半沢雄助委員

就農希望者が実際に現地を訪問し、「ここで働きたい」と感じることで、就農のミスマッチを防げると思う。そのような取組を県全体に広げてほしい。

次に、新規就農者支援事業の初期投資に対する資金支援について、要件が厳しく申請が通りにくいとの声がある。例えば、汎用性の高い軽トラックや作業場などが対象外となるケースがあり、申請者が苦労することも多い。こうした要件の緩和は可能か。

農業担い手課長

委員指摘のとおり、汎用性の高いものについては認めていない一方で、トラクターや田植機など一般的な農業機械等に対しては、支援をしっかりと行っており、今後も継続していきたい。

半沢雄助委員

汎用性の高いものを支援対象外にする考えも理解できるが、資金が乏しい新規就農者にとっては軽トラックも必需品であると思うため、支援の可能性を検討してほしい。

次に、資金が支給されるまでのタイムラグについて、その間は準備もできず、生活費を賄うためにアルバイトでしのいでいるとの声がある。以前の委員会でも述べたが、今回改めて意見が上がった。資金の支給時期を早めるなど、県として何らかの支援はできないか。

農業担い手課長

資金支給については、年度単位との決まりがあるが、国と調整しながらできるだけ迅速な対応を目指している。また、就農前の準備資金や就農後の経営開始資金なども活用し、総合的に支援を進めていく。

宮本しづえ委員

先達山のメガソーラーに関する請願が提出されている。6月15日にAC7（同）の案内により行われた現地調査も踏まえて質問する。林地開発許可は既に出ており、

工事は7月末に終了、9月から売電開始予定だが、その許可の適正さに疑問が呈されている。特に、林地開発許可審査における自然環境や希少動植物の保全はどのように考慮されているのか。

森林保全課長

希少動植物については、林地開発許可基準に含まれないため審査していない。

宮本しづえ委員

林地開発許可の直接的な審査基準には自然環境保全の項目はなく、その点で審査は行われていないとの答弁であるが、事前に環境影響評価が実施され、その中で環境保全の指摘や改善要求があったと思う。事業者は、事業計画提出までの間に環境影響評価の指摘を踏まえて対策を講じ、その内容を審査するのではないか。

森林保全課長

林地開発許可の審査においては、環境影響評価の内容は直接の審査対象ではない。ただし、環境影響評価は国がその計画等を認めたものであり、その点については確認済みである。

宮本しづえ委員

経済産業省をはじめ関係省庁は、当該事業に対して厳しい勧告や意見を出しており、それらが現場で適切に反映されなければ、各審査や制度の意義が失われてしまう。こうした手順をきちんと踏まれた上で林地開発許可が出されているのかは重要な点であり、審査基準に含まれていないから確認しないとの姿勢で本当によいのか。

森林保全課長

委員指摘のとおりである。林地開発許可の基準に基づき審査しているが、その際は、関係法令の遵守や、必要書類の提出について併せて確認している。

宮本しづえ委員

例えば、準絶滅危惧種であるトウホクサンショウウオのような希少種の生息が専門家から指摘されているが、その保全計画書が未提出ではないかとの疑惑がある。環境影響評価では希少動植物への対応が求められており、保全計画書の提出も義務とされているはずだが、それが不十分なまま林地開発許可が出されたように見える。このような重要事項はしっかりと確認し、慎重な手続を経て許可に至るべきと思うが、どうか。

森林保全課長

環境影響評価については経済産業省の所管であるが、評価書の変更は不要とする確認書が提出されていると聞いているため、適切に対応されていると認識している。

宮本しづえ委員

今の課長の説明では、準絶滅危惧種であるトウホクサンショウウオの保全計画書が国に提出されているとの理解でよいのか。そうであれば、その内容を説明願う。

森林保全課長

内容については確認していない。

宮本しづえ委員

トウホクサンショウウオは開発林地で唯一の準絶滅危惧種であり、自然保護団体にとって非常に重要な存在である。こうした団体は県にも要請を重ねてきたはずであり、保全計画書の提出状況や内容を把握することは、許可権者として当然の責任である。未確認の場合は対応として不十分と思うが、どうか。

次長（森林林業担当）

委員指摘のとおり、絶滅危惧種の保全は林業担当でも重要と認識している。しかし、林地開発許可に関しては森林法の範囲内で審査しており、他の法令に関する確認は各所管部署が行うため、理解願う。

宮本しづえ委員

実際に確認したのであれば、その内容を報告すべきと思う。審査項目に含まれないとしても、確認した以上は状況を明らかにする責任があると思うが、どうか。

次長（森林林業担当）

確認とは、許可を出す際に他の法令に基づく申請手続を事業者がきちんと行っているか確認することである。内容の詳細な審査は各担当部署が行い、ここでの確認は手續が行われているかのチェックに限られる。

宮本しづえ委員

林地開発許可によって地域の自然環境が変わり、絶滅危惧種などの希少生物が生息できなくなることが懸念されている。専門家や団体の心配もあるため、県としてもこの問題を無視できないと思う。生活環境部で環境影響評価が適切に行われ、自然保全が保証されているかを確認する必要があると思うが、どうか。

次長（森林林業担当）

県としては各部署が所管する法令の内容を確認しており、農林水産部は森林法に

に基づく許可、特に林地開発許可を担当している。

宮本しづえ委員

縦割り体制のために各部署が自分の担当業務の範囲しか確認しておらず、開発許可が地域や県民に大きな影響を与えることを軽視していると思う。行政は森林保全の重要性を深く認識し責任を持って取り組むべきである。

森林法では、森林が荒廃すると長期間機能が損なわれるため、総合的かつ長期的な視点で適切に管理、育成する必要があり、森林計画の作成が義務づけられている。県は地域森林計画に基づき、保全対象地域の民有林において太陽光発電禁止区域を設定しており、その中に先達山の特に留意すべき森林地区が含まれていると思うが、どうか。

森林計画課長

地域森林計画は森林法第5条第2項に基づき作成されており、太陽光発電施設の禁止区域を設定していない。林地開発許可制度の対象となる森林は地域森林計画の対象だが、開発行為を行う場合は森林法第10条第2項に基づく許可が必要である。地域森林計画は森林の適切な管理指針を示すものであり、開発がある際には林地開発許可制度が適用される仕組みである。

宮本しづえ委員

確かに太陽光発電の設置禁止とは表現されていないが、樹根及び表土の保全、その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林地区という設定があり、その区域に該当している。メガソーラー建設には伐採を伴うため、表土の保全が困難になると思う。したがって、太陽光発電を設置すれば保全ができなくなると判断すべきと思うが、どうか。

森林計画課長

地域森林計画は、都道府県ごとに森林整備の目標を明確にし、適切な森林作業や開発が行われるよう指針を定める制度である。委員指摘の樹根や表土の保全などに特に留意すべき森林地区についても、林地開発許可制度の適用を受け、許可申請が必要となる。先達山の開発林地は、これらの特に留意すべき森林地区に含まれている。

宮本しづえ委員

特に留意すべき森林地区の中に、先達山の開発林地は含まれているということか。

森林計画課長

含まれているため、適切な森林施業や開発が必要である。

宮本しづえ委員

今の課長の説明では、安全対策をして開発を進めてもよい地区という意味にすり替わっている。しかし、特に留意すべき森林地区はそうした意図ではなく、開発行為をすれば非常に危険であるため、県が独自に保全すべき森林として計画に組み入れた地区であると思う。したがって、開発ではなく保全の立場で対応すべきと思うが、どうか。

次長（森林林業担当）

森林計画課長が述べたように、先達山の地区は、危険性がある地域として地域森林計画に示されているが、開発が禁止されているわけではない。開発を行う場合は、適切な対策を講じた上で計画を立てるよう注意喚起している。

宮本しづえ委員

禁止されていないからとはいっても、十分な対策を取れば開発してよいとする考え方には疑問がある。森林法は、一度自然が破壊されれば回復が難しいことから、慎重な検討を促しており、そのために地域森林計画も存在する。土砂災害のリスクがある地域であることを経済産業省も認識し勧告を出しているが、本当に十分な対策が取られているのか疑問である。

私は、6月15日に現地を訪れ、事業者から、50年に一度の大雪を想定した調節池を設置し、これは国や県の基準を上回る対策だと説明を受けた。しかし、実際にはその規模の豪雨が毎年のように発生しており、「現状の気象状況を考えるとその基準では不十分ではないか」と指摘したところ事業者は、「基準に従って計画している以上、それ以上の対策を求めるなら国に要望願う」と述べた。全国で線状降水帯による災害が頻発している今、形式的な基準への適合だけで済ませる姿勢はおかしい。一番大きな調節池は6万tの容量であり、水位が約8割になるとセンサーが作動し、下流の住民に避難指示を出す仕組みになっている。つまり、災害発生を前提に計画している状態である。もし開発許可が出なければ、下流の住民は不安なく平穀に暮らせたかもしれない。メガソーラー施設の建設により、住民は毎年大雨による被害を心配しながら生活しなければならず、国や県の基準だから仕方ないと済ませてよい問題ではないと思う。

令和2年3月、環境影響評価の準備書面に対して知事は、近年の気象状況を踏まえ、過去に例を見ない集中豪雨にも対応できる容量を確保すべきとの意見を述べたが、実際の林地開発は国や県が定めた基準の雨量に対応できればよいとの考え方で進められている。これは県が、独自の厳しい基準を持たないために起きている問題であり、大規模開発に対しては県が明確な方針を示すべきであるが、森林保全課は知事の意見を把握した上で開発を許可したのか。

次長（森林林業担当）

知事の意見については把握しているが、過去に例を見ない集中豪雨が具体的にどの程度の降雨かは明記されていない。林地開発許可は、雨量などの定められた基準にのっとっている。委員から、災害を前提にしているのではないかとの指摘があつたが、我々は災害発生を前提に許可を出しているわけではないことを理解願う。

水野透委員長

質問の途中だが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 休憩)

(午後 0時59分 開議)

水野透委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

環境影響評価での知事意見と林地開発許可は制度上は別物だが、自然保護に対する県の姿勢は一貫しているべきである。一貫性がなければ県の姿勢が不透明になり、県政に対する県民からの信頼も損なわれかねないと思うが、どうか。

森林保全課長

委員から指摘があったように、行政には縦割りの側面がある。県としては各部署がそれぞれの役割を果たし、必要な確認を行った上で手続を進めている。林地開発

についても、関係部署の確認を受けた上で適切に許可を出していることを理解願う。

宮本しづえ委員

現在のような整合性のない対応は、県としての基本的な姿勢や基準が未整備であることに起因していると考える。開発許可に対する多くの意見や、環境影響評価での懸念を受け止めるには、県として大規模開発にどう向き合うかとの基本的な方針が必要であり、そのための条例制定を以前から求めてきたが、まだ実現していない。現状では、既存の制度に縛られた判断しかできず、それが県民の納得を得られない要因となっている。森林保全課の立場を理解しつつも、今後は県としての一体的な姿勢とルールづくりを真剣に考える必要がある。

A C 7（同）の担当者は、より厳しい基準が必要なら国に要望願うと述べたが、現状の50年に一度の大雨基準では、頻発する異常気象には対応し切れないと考える。異常気象に対応するためには基準の見直しが不可欠であり、法律改正や国の基準変更を求めるしかない。そこで、県としてより厳しい独自基準を設けることは可能か、また国に対して基準変更の要望をどのように求めてきたのか。

森林保全課長

国は令和5年4月1日から、太陽光発電を目的とする林地開発について、通常の1ha超の基準を0.5ha超に引き下げるなど、厳しい基準を設けている。森林法に基づく林地開発許可制度も強化されており、県としても国の基準に従い、今後の対応を進めていく方針である。

宮本しづえ委員

課長が述べたのは、隣接する林地をまとめて0.5ha以上であれば開発許可が必要という要綱の見直しであり、この基準は小規模な区切りに対するものでしかなく、今回のような大規模開発には対応できていない。県としては、現行の国基準で十分とは考えていないはずであるが、国に対し早急に基準見直しを求めているのか。

森林保全課長

地元からの要望は、林野庁に伝えている。

宮本しづえ委員

災害対策について、国に要望するだけでは不十分で、切実な問題として早急に対応すべきだとの声がある。実際に人的被害があったとの話を聞き、住民もその危険性を強く認識している。しかし、事業者は利益を優先し、必要以上の対策を講じよ

うとしないため、行政が強い規制を設ける必要がある。現行制度には限界があり、県が主導して独自の基準をつくり、国にも制度見直しを求めていくべきである。そうでなければ、住民は安心して本県に住み続けられないと思う。

請願は、ソーラーパネル設置の許可を取り消してほしいとの内容である。山梨大学鈴木名誉教授からの講義でも、パネル設置により雨水が地面に吸収されず下流に流れやすくなるとの指摘があった。現場では、パネル下にまいた植物も十分に育たず、水が流れやすい地形であることが明らかである。今後、台風や大雨の時期を迎えるに当たり、監視を強化し、事業者への厳しい指導が必要である。既に設置割合は6、7割とのことだが、これ以上は設置しないでほしいというのが住民の強い声である。住民の不安を真摯に受け止め、議会としてしっかりと応えていく責任があると思う。

伊藤達也委員

関連であるが、部長は、令和7年4月1日から森林法に基づき、それ以前から建設中のメガソーラー事業にも立入調査を行うと答弁した。実際、5月31日に降った比較的少量の雨でも金堀沢の水位が上昇しており、今後、1時間に40mmなどの強い降雨があれば災害の危険性が高まる。令和元年台風第19号では鷺倉地域で1時間に45mmの雨が観測され、AC7（同）の資料によれば、同規模の台風では調節池があふれるとのことである。林地開発許可の目的は災害、水害防止、水の確保、環境保全であり、景観問題は福島市が対応すべきである。加えて、希少生物、環境影響評価及び水源地域保全条例案についても企画環境委員会での議論が必要であると思う。今ある危機に対して、許可を出した県として責任ある対応が求められる。

私は5月9日に現地視察を行い、令和元年台風第19号と同規模の台風に備えた対策について事業者に確認したところ、連絡網やサイレンの設置を予定しているとの回答があった。しかし、事業者の雨量予測によると、一気に水が流れ込み、調節池が数時間以内に次々とあふれる予測となっている。対策が不十分なまま、基準を満たしているから安全と判断するのは無責任である。もし第3調節池があふれた場合、200万tの水が高湯街道に流出し大規模な被害が出るおそれがある。最悪の事態を想定し、道路管理者や事業者と連携することが重要である。林地開発許可を出した県としての考えを聞く。

森林保全課長

基準に沿って許可したことは理解願う。降雨時の対応については、事業者に対しつかりと指導していく。

伊藤達也委員

特に第2調節池があふれたとき、下流の小坂集落近辺は飲み込まれてしまう。事業者は営利目的であり、安く設営し収入を得たいと考えているため指導徹底を願う。

宮本しづえ委員

米の問題について、供給量不足が根本原因ではないかという共通認識がある一方、政府はこれを認めていないが、県の見解を聞く。

水田畠作課長

米の供給不足について、国は昨年の在庫状況や令和6年産米の生産・流通量を調査し、不足していないと説明している。一方で米の価格上昇は事実であり、内閣総理大臣を中心に、米の安定供給等実現関係閣僚会議において原因検証と対策検討が進められているため、県としても国の動向を注視している。

宮本しづえ委員

原因の詳細はこれから調査されるが、国は民間の在庫を適正に把握しているとは認めていない。実際に昨年、需要に対して約44万tの供給不足があり、このことが今回の問題を引き起こしたことが共通認識とされている。したがって、供給体制の強化だけでなく、余裕を持った増産と備蓄の拡充が必要であると思う。

増産体制を築くためには、農家が辞めずに続けられる環境づくりが最も重要である。価格保障や所得補償を求める質問に対しては、国に予算確保を要請しているものの、具体的に増産の必要性を明言していない。生産者価格と消費者価格の調整は政治的判断が不可欠であり、農家の所得補償こそが最優先課題であると思う。県もその視点に立った支援策を強化しなければ、農家は継続困難になると考えるが、どうか。

農林企画課長

農家への所得補償、価格保障については、経営安定対策や、収入保険、農業共済への加入促進等に取り組んでいる。

宮本しづえ委員

県の支援策が不十分であるため、農家の戸数は減少していると思う。10年前の4万3,926戸から、令和2年には3万4,114戸に減少した。作付面積の減少は約5,00

0m²と小幅だが、高齢化も進んでおり、今後、作付面積が急減する可能性がある。

したがって、所得補償の仕組みをしっかりと整備する必要があると思う。

民主党政権時代には、1反歩あたり1万5,000円の戸別所得補償があり、大きな役割を果たしていた。令和2年度の作付面積は約5万6,500haで、同じ補償があれば農家に約84億円の所得補償が直接支払われる計算になると思うが、どうか。

次長（生産流通担当）

申し訳ないが、計算できる材料が手元にないため答弁できかねる。

宮本しづえ委員

本県の農業産出額が約2,200億円である中、約84億円が直接米農家に支払われるには、大きな支援策であったと思う。しかし、自民党政権で補償は半減、廃止され、結果として農家の時給が10円にまで落ち込んだ。農業を基幹産業とするならば、国任せにせず県が主体的に所得向上の支援策を考えるべきと思うが、どうか。

農林水産部長

民主党政権時代の戸別所得補償については、政府の米の安定供給等実現関係閣僚会議でも議論される予定であり、その動向を注視していく。

また県では、米農家の増加に向けて、新規就農者への農業機械導入支援や、農業経営・就農支援センターによる伴走支援などを行い、新たな担い手の確保に取り組んでいる。

宮本しづえ委員

この問題は本県の農業復興にとって非常に重要な施策だと考える。今回の補正予算では、農業再生事業が計画通りに進まず減額補正となったが、これは予算が足りないのでなく、復興予算の使い方に課題があるということだと思う。

避難地域復興・産業振興対策特別委員会での参考人の指摘によれば、福島県産米は原発事故前の生産水準にまだ戻っておらず、農業復興には特別支援が必要だとされる。これらは復興予算の中で明確に位置づけるべきであるものの、現在の復興関連事業費は主に大区画化やスマート農業の補助に偏っており、農家への直接的な所得支援は極めて少ない。県の目標についても、大規模化、スマート農業及びもうかる農業としているが、実際に施策が適用可能な農地面積を具体的に把握しているのか。

次長（農業支援担当）

スマート農業は今後の担い手不足への対応策として推進していく考えであり、対応可能な面積を限定して捉えているわけではない。中山間地域も含め、幅広く普及を目指しており、今年度予算でもその取組を進めている。

宮本しづえ委員

現在の圃場整備では1区画が4haであるが、かつては1ha程度の区画が一般的であった。本県にはそうした大区画化に対応できない農地も多く存在していると考えられるため、対応可能な農地面積について真剣な調査が必要である。全ての農業者と農地を守るとの視点で、農業政策を全面的に見直し、展開していくべきだと思う。

石破総理が視察したのは大区画化ではなく棚田であり、農業の多面的機能や景観保全の重要性を認識している表れだと感じたが、国の支援策は大区画化、スマート農業に偏っており、現場との整合性に欠ける。全ての農地を守るという視点から、国、県共に政策の見直しが必要であると思う。こうした観点は米問題においても極めて重要である点を述べて質問を終わる。

水野透委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

なければ、以上で一般的な事項に対する質問を終結する。

次に、請願の審査に入る。

本委員会に付託された請願のうち請願69号については、意見書の提出を求める請願のため別途審査する。意見書の提出を求める請願を除く1件について、請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

水野透委員長

請願70号について各委員の意見を聞く。

木村謙一郎委員

継続の方向で願う。

宮本しづえ委員

採択の方向で願う。

半沢雄助委員

継続の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

水野透委員長

請願70号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は7月1日に行う。

以上で、意見書の提出を求める請願を除く請願の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は暫時そのままお待ち願う。

(午後 1時35分 休憩)

(午後 1時36分 開議)

水野透委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案3件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

水野透委員長

初めに、議員提出議案第99号について各委員の意見を聞く。

宮本しづえ委員

中国の輸入制限撤廃については賛成であるが、WTOへの提訴が含まれており、検討に時間を要するため継続で願う。

木村謙一郎委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

可決の方向で願う。

半沢雄助委員

可決の方向で願う。

水野透委員長

議員提出議案第99号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認めそのようにする。

次に、議員提出議案第100号について各委員の意見を聞く。

宮本しづえ委員

米の安定供給については賛成であるが、生産者及び消費者も価格高騰は受け入れるべきとの内容が記載されており、検討の時間を要するため継続の方向で願う。

木村謙一郎委員

可決の方向で願う。

伊藤達也委員

可決の方向で願う。

半沢雄助委員

可決の方向で願う。

水野透委員長

議員提出議案第100号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認めそのようにする。

次に、議員提出議案第101号について各委員の意見を聞く。

宮本しづえ委員

可決の方向で願う。

木村謙一郎委員

継続の方向で願う。

伊藤達也委員

継続の方向で願う。

半沢雄助委員

継続の方向で願う。

水野透委員長

議員提出議案第101号については、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認めそのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

水野透委員長

請願69号については、さきに審査した議員提出議案第101号に関連していることから、意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

水野透委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は7月1日に行う。

本日は以上で委員会を終わる。

明6月27日は現地調査を行うため、各委員は作業服を着用の上、午前9時30分までに本庁舎東玄関に参集願う。

7月1日は午前11時より委員会を開く。

審査日程は、議案及び請願の採決についてである。

これをもって散会する。

(午後 1時41分 散会)